

高松市・香南町

vol.4 2004.12

合併協議会だより

編集・発行／高松市・香南町合併協議会事務局



峰山公園（高松市）



月見ヶ原公園（香南町）

Contents（目次）

- 新副会長あいさつ……………2
- 第6回会議の結果……………2～3
- 地方税の取扱いについて……………3
- 合併協定項目の協議状況……………4
- お知らせ……………4

新副会長あいさつ



副会長
香南町長
辻 正雄

香南町は、高松市の隣接町として、ベッドタウン化が進むとともに、高松空港の開港を契機に、企業が進出するなど、大きな変化と発展を遂げてまいりました。また、これまで、高松市と香南町は、ともに広

域行政に取り組んできたほか、社会的、経済的な結びつきが強く、歴史的なつながりも深い地域であります。

このような中、「平成の大合併」の言葉とおり、国全体の問題として、また、地方自治体の生き残り策として、多くの自治体において、合併について真剣な討議がなされています。

私は、合併は、将来のまちづくりにとって、大きなチャンスであると確信しています。どのような時代

にあっても、地域課題、行政需要が

つきまといます。将来の地域社会を考える上で大切なことは、それらの行政課題に対処でき得る自治体能力を持つことができるか、そういう時代変革を認識することにあります。

また、財政的にも、地方交付税は、年々減額されることは確実であり、これまでのような事業展開を見直し、地域をどのように維持していくか、住民の暮らしや将来方向を見定め、どういう施策が必要かなど、

確認され、残りの協議事項については、次回の会議で協議し、意思集約を図ることとなりました。

協議第8号(確認)

財産の取扱いについて

香南町の所有する財産及び債務は、すべて高松市に引き継ぐ。

協議第9号(確認)

附属機関等の取扱いについて

両市町の同種の附属機関等については、高松市の附属機関等に統合する。

香南町で独自に設置されている

自治体の自己改革が求められます

し、国の構造改革や地方分権の上からも、企画立案や情報政策などに精通した人材の確保など、自治体能力を高めていくことがますます問われてくると考えます。そういう意味からも、合併は絶対に必要であると信じています。

今後、合併特例法の期限が迫る中ではありますが、住民の皆様には、格別の御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

附属機関等については、その実態、地域性等を考慮する中で、合併時まで調整する。

協議第10号(確認)

公共的団体等の取扱いについて(修正案)

公共的団体等については、特別な事情がある場合を除き、合併後の市の速やかな一体性の確立に資するため、各団体の経緯、実情等を踏まえ、統合整備に努める。

協議第11号(確認)

使用料・手数料等の取扱いについて

第6回会議の結果

11月2日(火)に合併協議会第6回会議が、高松市役所で開催されました。

新委員の紹介

- ・井上 優(香南町助役)
- ・佐野 健蔵(合併協議会設置請求代表者)

報告事項

次の事項が報告されました。

報告第12号

高松市・香南町合併協議会規約に関する協議書の一部変更について

協議事項

第5回会議で提案された協議第8号・第9号・第11号及び第12号が原案どおり確認されるとともに、協議第10号(公共的団体等の取扱い)が修正案のとおり確認されました。

また、協議第13号から第23号までが提案され、そのうち、協議第19号から第23号までについては、委員から、即、意思集約を図りたいとの発言があり、会議に諮った結果、

両市町の同種の使用料・手数料等については、高松市の制度に統一する。

香南町の独自の使用料・手数料等及び高松市の制度と異なるものについては、その目的及び実情等を考慮する中で、住民生活に多大な影響を及ぼさないよう、調整する。

協議第12号（確認）

各種団体への補助金・交付金等の取扱いについて

各種団体への補助金・交付金等については、高松市の制度に統一する。

ただし、香南町の補助金・交付金等に係る従来からの経緯、実情等を踏まえる中で、調整する。

協議第13号（第18号）（提案）

- ・地域審議会の取扱いについて
- ・議会の議員の定数及び任期の取扱いについて
- ・地方税の取扱いについて
- ・条例・規則等の取扱いについて
- ・電算システム事業について
- ・広聴広報事業について

協議第19号（提案・確認）

生活保護事業について

生活保護事業については、高松

市の制度に統一する。

協議第20号（提案・確認）

交通関係事業について

交通関係事業については、高松市の制度に統一する。

香南町地域における交通傷害保障の保険期間については、合併時までに調整するものとし、チャイルドシート助成については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおり実施する。

協議第21号（提案・確認）

その他の事業（情報公開制度）について

情報公開制度については、高松市の制度に統一する。

協議第22号（提案・確認）

その他の事業（外部監査制度）について

外部監査制度については、高松市の制度を適用する。

協議第23号（提案・確認）

その他の事業（水問題対策）について

水問題対策については、高松市の制度を適用する。

地方税の取扱いについて

地方税の取扱いが提案されましたが、基本的には、高松市の制度に統一することとし、住民負担が重くなる場合には、急激な変化を来さないよう、以下のような経過措置を設けることが提案されました。

主な地方税の税率など

税の区分		現 況		提 案 内 容(注1)
		高 松 市	香 南 町	
法 人 市・町民税	均 等 割	制限税率(注2) 6～360万円	標準税率 5～300万円	香南町では平成20年度までは現行 のとおり 平成21年度から高松市の制度に統一
	法人税割	(※資本等の金額・従業者数により異なる) 制限税率 14.7%	制限税率 12.3%	
軽自動車税		制限税率(注2) (50cc以下、ミニカー以外)	標準税率	
例	原付	50cc以下	両市・町とも同じ 1,000円	
	軽自動車	乗用自家用	7,800円	7,200円
	4輪	貨物自家用	4,300円	4,000円
事業所税	資 産 割	事業所床面積1m ² につき600円 (1,000m ² 超の事業所のみに課税)	課税なし	香南町では平成22年度までは課税 免除 平成23年度から高松市の制度に統一
	従業者割	従業者給与総額の0.25% (100人超の事業所のみに課税)	課税なし	
納付前納付に対する 報奨金		納期前に納付した税額× 0.5/100×納期前の月数 ※平成17年度から廃止	納期前に納付した税額× 1/100×納期前の月数	香南町では平成17年度までは現行 のとおり 固定資産税にかかる報奨金につ いては、平成20年度までは、廃止前 の高松市の制度を適用し、平成21年 度から廃止 住民税にかかる報奨金については、 平成18年度から廃止

(注1) 合併の期日は「現時点において、平成17年3月31日までを目標とする」とこととしていますが、合併特例法の改正を受け、今後、平成17年度中の合併の期日が提案される予定です。そのため、提案内容は、平成17年度中の合併を想定したものとしています。

(注2) 制限税率の上限＝標準税率×1.2

合併協定項目の協議状況

合併協議会では、これまでに6回の会議を開催し、合併協定項目について協議を進めています。これまでの協議状況は、次のとおりです。

なお、合併協定項目の内容や協議状況などの詳細は、ホームページに掲載していますので、ぜひ、アクセスしてみてください。

◎確認済 ○継続協議

合併協定項目	提案	協議状況
1 基本的な協議事項		
1 合併の方式	第1回会議	◎
2 合併の期日（※具体的な期日を改めて提案予定）	第1回会議	◎
3 市の名称	第1回会議	◎
4 市の事務所の位置	第1回会議	◎
5 財産の取扱い	第5回会議	◎
2 合併特例法に定める協議事項		
6 地域審議会の取扱い	第6回会議	○
7 議会の議員の定数及び任期の取扱い	第6回会議	○
8 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い		
9 地方税の取扱い	第6回会議	○
10 一般職の職員の身分の取扱い		
3 その他協議事項		
11 町名・字名の取扱い	第4回会議	◎
12 慣行の取扱い	第4回会議	◎
13 事務組織及び機構の取扱い		
14 条例・規則等の取扱い	第6回会議	○
15 特別職の職員の身分の取扱い	第4回会議	◎
16 一部事務組合等の取扱い		
17 附属機関等の取扱い	第5回会議	◎
18 公共的団体等の取扱い	第5回会議	◎
19 消防団の取扱い		
20 使用料・手数料等の取扱い	第5回会議	◎
21 各種団体への補助金・交付金等の取扱い	第5回会議	◎
22 国民健康保険事業の取扱い		
23 介護保険事業の取扱い		

合併協定項目	提案	協議状況
24 各種事務事業の取扱い		
1 電算システム事業	第6回会議	○
2 広聴広報事業	第6回会議	○
3 人権啓発事業		
4 コミュニティ施策		
5 障害者福祉事業		
6 高齢者福祉事業		
7 生活保護事業	第6回会議	◎
8 児童福祉事業		
9 その他の福祉事業		
10 保健衛生事業		
11 環境対策事業		
12 商工・観光関係事業		
13 農林水産関係事業		
14 建設関係事業		
15 交通関係事業	第6回会議	◎
16 上水道事業		
17 下水道事業		
18 消防防災関係事業		
19 学校教育事業		
20 社会教育事業		
21 文化振興事業		
22 その他の事業		
情報公開制度	第6回会議	◎
外部監査制度	第6回会議	◎
水問題対策	第6回会議	◎
4 建設計画に係る協議事項		
25 建設計画		



合併に関する御意見・お問い合わせがございましたら、事務局までお寄せください。



編集・発行 高松市・香南町合併協議会事務局

〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号（高松市役所6F）
 TEL:087-839-2121 FAX:087-839-2125
 URL <http://www.takamatsu-kounan.jp>
 E-mail m2448@city.takamatsu.lg.jp

お知らせ

○第7回会議のお知らせ

日 時／平成16年12月6日（月）午後2時30分
 場 所／香南町中央公民館 2階 講堂

○合併協議会の傍聴について

会議開始30分前から先着順に受付します。
 （傍聴の定員は、50人以内）

○会議資料等の閲覧について

合併協議会事務局と高松市役所、香南町役場のほか、ホームページでも会議資料や会議録を
 ごらんいただけます。